

指定給水装置工事事業者に係る申請書・届出書の提出先(表紙)

水道事業者 殿

令和6年6月4日

カネマツケンセツ

申請者 氏名又は名称 ^{フリガナ} かねまつ建設 株式会社
 住所 〒634-0112 奈良県高市郡明日香村大字島庄222番
 代表者氏名 ^{フリガナ} 代表取締役 ^{マツモト} 松本 ^{ヨシタカ} 佳孝
 電話番号 0744-54-3349
 FAX番号 0744-54-33379
 メールアドレス kane3349@athena.ocn.ne.jp

下記のとおり、申請書・届出書を提出します。

1. 申請・届出をする書類(ひとつだけの□に✓を入れて下さい)

この「表紙」は、申請書・届出書毎に作成し、各書類の前に付けて下さい。

- ①指定給水装置工事事業者指定申請書～様式第1、別表、様式第2
- ②指定給水装置工事事業者指定事項変更届出書～様式第10
- ③指定給水装置工事事業者廃止・休止・再開届出書～様式第11
- ④給水装置工事主任技術者選任・解任届出書～様式第3

2. 申請・届出をする水道事業者(□に✓を入れてください)

申請・届出をする水道事業者数 3 者

NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック
1	奈良市 公営企業管理者		8	御所市 水道事業管理者		15	斑鳩町 水道事業管理者		22	広陵町 上下水道事業管理者	
2	大和高田市 上下水道事業管理者		9	生駒市 水道事業管理者		16	安堵町 水道事業管理者		23	河合町 水道事業管理者	
3	大和郡山市 上下水道事業 の管理者		10	香芝市 上下水道事業の管理者 の権限を行う市長		17	磯城郡 水道企業団企業長		24	吉野町 水道事業管理者	
4	天理市 上下水道事業 の管理者		11	葛城市 上下水道事業管理者		18	高取町 水道事業管理者	✓	25	大淀町 上下水道事業管理者	
5	橿原市 上下水道事業管理者 の権限を行う市長	✓	12	宇陀市 水道事業管理者 の権限を行う市長		19	明日香村 水道事業管理者	✓	26	下市町 水道事業管理者 の権限を行う町長	
6	桜井市 上下水道事業管理者 の権限を行う市長		13	平群町 水道事業管理者		20	上牧町 水道事業管理者				
7	五條市 水道事業管理者		14	三郷町 水道事業管理者		21	王寺町 水道事業管理者				

指定給水装置工事事業者指定事項変更届出書

水道事業者 殿

令和 6 年 6 月 4 日

届出者

氏名又は名称 カネマツケンセツ
かねまつ建設株式会社
〒634-0112
住 所 奈良県高市郡明日香村大字島庄222番地
代表者氏名 代表取締役 マツモト ヨシタカ
松本 佳孝

水道法第25条の7の規定に基づき、次のとおり変更の届出をします。

フリガナ 氏名又は名称	<small>カネマツケンセツ</small> かねまつ建設株式会社		
住 所	〒634-0112 奈良県高市郡明日香村大字島庄222番地		
フリガナ 代表者の氏名	代表取締役 <small>マツモト ヨシタカ</small> 松本 佳孝		
変更に係る事項	変 更 前	変 更 後	変 更 年 月 日
代表者の氏名	代表取締役 松本 敏彦	代表取締役 松本 佳孝	令和6年 5月15日

誓 約 書

指定給水装置工事事業者申請者及びその役員は、水道法第25条の3第1項第3号イからへまでのいずれにも該当しない者であることを誓約します。

令和 6 年 6 月 4 日

申請者

氏名又は名称 かねまつ建設株式会社
住 所 奈良県高市郡明日香村大字島庄222番地
代表者氏名 代表取締役 松本 佳孝

水道事業者 殿

（備考）この用紙の大きさは、A列4番とすること。

履歴事項全部証明書

奈良県高市郡明日香村大字島庄222番地
かねまつ建設株式会社

会社法人等番号	1500-01-010442
商号	かねまつ建設株式会社
本店	奈良県高市郡明日香村大字島庄222番地
公告をする方法	官報に掲載してする
会社成立の年月日	平成6年12月15日
目的	<ol style="list-style-type: none"> 1 土木工事業 2 建築工事業 3 とび・土工工事業 4 石工事業 5 管工事業 6 ほ装工事業 7 しゅんせつ工事業 8 水道施設工事業 9 造園工事業 10 大工工事業 11 タイル・れんが・ブロック工事業 12 鉄筋工事業 13 鋼構造物工事業 14 左官工事業 15 屋根工事業 16 板金工事業 17 ガラス工事業 18 塗装工事業 19 防水工事業 20 内装仕上工事業 21 熱絶縁工事業 22 建具工事業 23 解体工事業 24 上記各号に付帯関連する一切の業務 <p style="text-align: right;">平成29年11月25日変更 平成29年11月28日登記</p>
発行可能株式総数	800株
発行済株式の総数 並びに種類及び数	発行済株式の総数 400株

奈良県高市郡明日香村大字島庄222番地
かねまつ建設株式会社

	発行済株式の総数 493株	令和5年7月31日変更 ----- 令和5年7月31日登記
株券を発行する旨の定め	当会社の株式については、株券を発行する	平成17年法律第87号第136条の規定により平成18年5月1日登記
資本金の額	金2000万円	
	金4008万8000円	令和5年7月31日変更 ----- 令和5年7月31日登記
株式の譲渡制限に関する規定	当会社の株式を譲渡するには、取締役会の承認を受けなければならない。	
役員に関する事項	取締役 松本敏彦	平成29年11月25日重任 ----- 平成29年11月28日登記
	取締役 松本孝子	平成29年11月25日重任 ----- 平成29年11月28日登記
	取締役 松本佳孝	平成29年11月25日重任 ----- 平成29年11月28日登記
	<u>奈良県高市郡明日香村大字島庄222番地</u> 代表取締役 松本敏彦	平成29年11月25日重任 ----- 平成29年11月28日登記 ----- 令和6年5月15日辞任 ----- 令和6年5月15日登記
	奈良県高市郡明日香村大字島庄222番地 代表取締役 松本佳孝	令和6年5月15日就任 ----- 令和6年5月15日登記
	監査役 松本和彦	平成29年11月25日重任 ----- 平成29年11月28日登記
	監査役の監査の範囲を会計に関するものに限定する旨の定款の定めがある	----- 平成29年11月28日登記

奈良県高市郡明日香村大字島庄222番地
かねまつ建設株式会社

取締役会設置会社に関する事項	取締役会設置会社	平成17年法律第87号第13.6条の規定により平成18年5月1日登記
監査役設置会社に関する事項	監査役設置会社	平成17年法律第87号第13.6条の規定により平成18年5月1日登記
登記記録に関する事項	平成元年法務省令第15号附則第3項の規定により 平成16年5月24日移記	



これは登記簿に記録されている閉鎖されていない事項の全部であることを証明した書面である。

(奈良地方法務局管轄)

令和6年5月17日

奈良地方法務局中和支局
登記官

和田谷喜洋



定 款

かねまつ建設株式会社

第1章 総則

(商号)

第1条 当社は、かわまつ建設株式会社と称する。

(目的)

第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。

1. 土木工事業
2. 建築工事業
3. とび・土工工事業
4. 石工事業
5. 管工事業
6. ほ装工事業
7. しゅんせつ工事業
8. 水道施設工事業
9. 造園工事業
10. 大工工事業
11. タイル・れんが・ブロック工事業
12. 鉄筋工事業
13. 鋼構造物工事業
14. 左官工事業
15. 屋根工事業
16. 板金工事業
17. ガラス工事業
18. 塗装工事業
19. 防水工事業
20. 内装仕上工事業
21. 熱絶縁工事業
22. 建具工事業
23. 解体工事業
24. 上記各号に付帯関連する一切の業務

(本店の所在地)

第3条 当社は、本店を奈良県高市郡明日香村に置く。

(公告の方法)

第4条 当社の公告は、官報に掲載し、する。

第2章 株式

(発行可能株式総数)

第5条 当社の発行可能株式総数は、800株とする。

(株式の譲渡制限)

第6条 当社の株式を譲渡するには取締役会の承認を受けなければならない。

Ⅱ 株主が当社に譲渡承認請求をし、又は株式取得者が当社に取得承認請求をするには、当社所定の書面に当事者が記名押印して、これを会社に提出しなければならない。

Ⅲ 前項の譲渡承認請求又は取得承認請求において、当社が承認しない旨の決定をするときには、当社又は指定買取人が株式を買い取ることの請求がある場合における指定買取人の指定は、代表取締役がこれを行う。

(株券の発行)

第7条 当社は、その株式に係る株券を発行する。

(株式の売渡請求)

第8条 当社は、当社の株式を相続その他の一般承継により取得した者に対し、当該株式を当社に売り渡すよう請求することができる。

Ⅱ 前項に定める売渡請求に係る事項は、株主総会がこれを定める。

(募集株式の割当て)

第9条 当社が募集株式の発行等に際して株主に募集株式の割当てを受ける権利を与える場合には、募集事項、株主に募集株式の割当てを受ける権利を与える旨及び募集株式の引受申込期日の決定は、取締役会の決議をもって行う。

Ⅱ 当社が募集株式の引受けの申込者の中から募集株式の割当てを受ける者を定める場合には、割当てを受ける者及び割当数の決定は、代表取締役がこれを行う。

(基準日)

第10条 当社は、毎事業年度の末日を基準日とし、基準日現在の株主名簿に記載又は記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に係る定時株主総会において権利を行使すべき株主（以下「基準日株主」という。）とする。ただし、代表取締役は、基準日後に募集株式を取得した者に、基準日株主の権利を害さない限りにおいて、株主総会の議決権を付与することができるものとする。

Ⅱ 代表取締役は、必要があるときは、2週間前に公告して、臨時に基準日を設けることができる。

(株主の住所等の届出)

第11条 当社の株式の株主及び登録株式質権者、又はその法定代理人は、当社所定の書面により、その氏名又は名称、住所及び印鑑を当社に届け出なければならない。

Ⅱ 株主が法人であるときは、その代表者1人を届け出るものとする。

Ⅲ 株式を共有する株主は、その代表者1人を定めて届け出るものとする。

Ⅳ 前3項の届出事項に変更が生じたときも、その事項につき届け出るものとする。

- V 本条による届出は、株主名簿の管理のために行うものであり、届出に係る情報は、会社法及び個人情報保護法の趣旨に照らして厳正に管理しなくてはならない。

第3章 株主総会

(招集)

第12条 当会社の株主総会は、定時総会及び臨時総会とし、定時総会は、事業年度末日から3か月以内に、取締役会の決議に基づき代表取締役がこれを招集する。臨時総会は、必要に応じて、定時総会の手続に準じてこれを招集する。

- II 代表取締役は、株主総会を招集するときは、会日の1週間前までにその通知を書面にて行う。ただし、株主全員の同意がある場合は、招集手続を採ることを要しない。

(議決権の代理行使・不統一行使)

第13条 株主は、当会社の議決権を行使することができる他の株主を代理人としてその議決権を行使することができる。この場合において、株主又は代理人は、代理権を証する書面を当会社に提出しなければならない。

- II 議決権の不統一行使をしようとする株主は、株主総会の3日前までに、会社あてにその有する議決権を統一しないで行使する旨及びその理由を会社所定の書面にて会社に通知しなければならない。この場合において、会社は株主が他人のために株式を有する者でないときは、株主の議決権不統一行使を拒むことができる。

(議長)

第14条 株主総会の議長は、代表取締役がこれにあたる。

- II 株主総会の議長は、その命令に従わない者その他株主総会の秩序を乱す者を退場させることができる。

(決議等)

第15条 株主総会は、株主総会の目的である事項として決定し、招集通知に記載又は記録した事項以外の事項については、決議をすることができない。

- II 株主総会の普通決議は、出席株主の議決権の過半数をもって行う。ただし、会社法第309条第2項から第4項に定める決議（特別決議等）は、同項に定めたる定足数、決議要件により行う。
- III 株主総会の目的である事項について提案された議案につき、議決権を行使することのできる株主の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の株主総会の決議があったものとみなす。
- IV 定時株主総会の目的である事項のすべての提案につき同意の意思表示があった場合には、その時に定時株主総会が終結したものとみなす。
- V 代表取締役が、株主の全員に対して株主総会に報告すべき事項を通知した場合において、当該事項を株主総会に報告することを要しないことにつき株主全員が書面

又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該事項の株主総会への報告があったものとみなす。

(議事録)

第16条 株主総会の議事については、その経過の要領及び結果を議事録に記載し、議長並びに出席した取締役及び監査役がこれに署名又は記名押印し、これを当会社の本店に10年間備え置くものとする。

第4章 取締役及び監査役

(取締役会及び監査役の設置)

第17条 当会社には、取締役会及び監査役を置く。

(取締役等の員数等)

第18条 当会社の取締役は3人以上5人以内、監査役は、1人とする。

II 当会社の監査役の監査範囲は、会計に関するものに限定する。

(選任の方法)

第19条 当会社の取締役及び監査役は、当会社の株主の中より株主総会において選任する。

ただし、必要があるときは、株主以外の者から選任することを妨げない。

II 当会社の取締役及び監査役は、株主総会において、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数の決議によって選任する。

III 取締役の選任については、累積投票によらない。

(任期)

第20条 取締役の任期は選任後10年以内、監査役の任期は選任後10年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

II 補欠として又は増員により選任された取締役の任期は、退任取締役又は他の在任取締役の任期の満了する時までとする。

III 補欠として選任された監査役の任期は、退任監査役の任期の満了する時までとする。

(取締役会の招集及び議長)

第21条 取締役会は、代表取締役がこれを招集し、その議長となる。

II 取締役会の招集通知は、各取締役及び監査役に対して会日の前日以前に発するものとする。ただし、緊急の必要があるときには、取締役及び監査役の全員の同意を得て招集手続を経ないで取締役会を開くことができる。

(決議)

第22条 取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、その過半数をもって行う。ただし、その決議について特別の利害関係を有する取締役は、議決に加わることができない。

II 取締役会の決議の目的である事項について、取締役が提案をした場合において、

議決に加わることができる取締役の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。ただし、監査役がその提案について異議を述べたときは除くものとする。

(議事録)

第23条 取締役会の議事については、その経過の要領及び結果を議事録に記載し、出席した取締役、監査役がこれに署名又は記名押印し、これを本店に10年間備え置くものとする。

(役付取締役)

第24条 取締役会の決議をもって、取締役の中から社長を一名選任し、必要に応じて、副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選任することができる。

(代表取締役)

第25条 社長は、当会社を代表し、会社の業務を統括する。

(報酬及び退職慰労金)

第26条 取締役及び監査役の報酬の総額及び退職慰労金の総額は、株主総会の決議をもって定める。

第5章 計算

(事業年度)

第27条 当会社の事業年度は、1期当たり1年以内とし、代表取締役がこれを定める。

(剰余金の配当)

第28条 当会社は、株主総会の決議により、剰余金の配当をすることができる。

Ⅱ 配当金は、事業年度末日現在の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に支払う。

Ⅲ 1事業年度の途中において1回に限り取締役会の決議によって、事業年度末日の6か月後の日の最終の株主名簿に記載された株主又は登録株式質権者に対して、金銭による中間配当をすることができる。

Ⅳ 剰余金の配当がその支払提供の日から満3年を経過しても受領されないときは、当会社はその支払義務を免れるものとする。

以上 当社の定款に相違ありません。

令和 6 年 6 月 5 日

奈良県高市郡明日香村大字馬庄222番地

かねまつ建設株式会社

代表取締役 松本佳孝

